［令和８年度　第1回新潟県最低賃金専門部会　議事録］

1　日　時　令和8年７月２9日㈬　16：10～17：15

2　場　所　新潟美咲合同庁舎２号館２階　新潟労働局会議室

3　出席者

公益代表委員　　長谷川部会長、有元部会長代理、磯部委員

労働者代表委員　遠藤委員、田辺委員、櫻井委員

使用者代表委員　徳武委員、庭山委員、竹越委員

事　　務　　局　岡崎労働基準部長、木村賃金室長、佐藤室長補佐、久川賃金指導官

4　議題

⑴　部会長及び部会長代理の選出について

⑵　新潟県最低賃金専門部会運営規程について

⑶　最低賃金に係る審議について

⑷　その他

5　資料

配布資料のとおり

6　議事内容

［事務局　佐藤室長補佐］

定刻を若干過ぎましたが、ただいまから令和８年度第１回新潟県最低賃金専門部会を開催いたします。部会長および部会長代理が選出するまでの間、事務局で議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願い致します。

推薦公示に基づきまして、委嘱されました委員につきましては、お手元に委員名簿をお配りさせていただきますので、ご確認いただければと思います。

なお、お手元の資料 No.1、No.2、専門部会委員名簿により委員の紹介とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

まずは定足数についてご報告いたします。本日は全員ご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第５条２項及び同令第６条第６項の規定に基づきまして、本専門部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

次に公開について、でございます。７月２日に開催いたしました第１回新潟地方最低賃金審議会におきまして、本専門部会の第１回目につきましては、公労使の三者が協議する部分については公開する、二者が協議する部分については非公開にすることが決定されておりました。これにより傍聴の公募を行いまして、本日 10 名の方から傍聴をいただいております。また取材として記者の方１名が傍聴されていらっしゃいます。

続きまして議事次第に移らせていただきます。

議事次第１、部会長および部会長代理の選出について、でございます。室長より説明いたします。

【事務局　木村室長】
　選出については、最低賃金法第 24 条第 2 項及び同法第 25 条第 4 項により、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙すると規定されております。
　最初に立候補の確認を行います。部会長･部会長代理に立候補する方はおられますか。おられなければ、推薦はございますか。

【公益代表　磯部委員】
　公益委員の磯部です。私から部会長及び部会長代理を推薦します。部会長には長谷川委員を推薦いたします。長谷川委員は平成 29 年に専門部会委員に就任されて以降、平成 30 年からは本審議会委員を務められ、本年度においても本審議会会長の要職に就かれております。豊富な経験と高い見識を有しておられることから部会長として適任であると考えます。
　また、部会長代理には有元委員を推薦します。有元委員は令和 3 年から特定最低賃金審議会電機専門部会の委員を務められ、令和 7 年からは本審議会委員を務められ、十分な実績と経験を積まれております。
　以上の実績･経験を踏まえ、部会長に長谷川委員、部会長代理に有元委員を推薦いたします。よろしくお願いします。

【事務局　木村室長】
　ご推薦ありがとうございます。ただいま推薦いただきましたが、他に推薦する方はございますか。いないようでしたら、部会長･部会長代理選挙についてご説明いたします。
　当局では、従来から立候補した方、または推薦を受けた方が 1 名のみの場合、投票用紙を用いずに委員から賛成･反対の声を上げていただく、いわゆる発声投票により選挙を行っておりますので、今回もそれに倣いたいと思います。
　それでは、長谷川委員を部会長に、有元委員を部会長代理に選出することについて、ご異議はありますでしょうか。

【出席委員】
　異議なし

【事務局　木村室長】
　ありがとうございます。ご異議がないようですので、長谷川委員が部会長に、有元委員が部会長代理に選出されました。
　それでは長谷川部会長、有元部会長代理、どうぞよろしくお願いいたします。
では、長谷川部会長にご挨拶をお願いしたいと思います。

【長谷川部会長】
　ただいま部会長を仰せつかりました長谷川です。この不透明な経済情勢の中、また難しい審議を強いられるのかなと思っております。ただ皆様のご協力を賜りまして、円滑な審議ができるよう努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局　木村室長】
　ありがとうございました。続きまして、有元部会長代理にご挨拶をお願いしたいと思います。

【有元部会長代理】
　新潟大学の有元です。部会長代理を仰せつかりました。本当に難しい時代の中でこういう議論をすることは重責ですけれども、皆様のご協力をいただきながら良い結論を導いていきたいなと思っておりますので、皆様方のご協力よろしくお願い致します。

【事務局　木村室長】
　ありがとうございました。これ以降の進行を長谷川部会長にお願いいたします。

【長谷川部会長】
　それでは議事に入ります。議題の　2、新潟県最低賃金専門部会運営規程について、事務局から説明をお願いします。

【事務局　木村室長】
　本専門部会につきましては、お手元に配布させていただいております資料　No.2　新潟地方最低賃金審議会新潟県最低賃金専門部会運営規程に基づき運営しております。今期もこれに基づき運営することをご確認願います。

【長谷川部会長】
　引き続き、運営規程第 5 条に基づく本専門部会の公開についての説明をお願いいたします。

【事務局　木村室長】
　資料 No.2新潟地方最低賃金審議会新潟県最低賃金専門部会運営規程の第 5 条及び 6 条をご覧いただきたいと思います。
　専門部会の公開･非公開の取り扱いについて規定されております。専門部会は原則として公開することとされておりますが、ただし書きでは公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人もしくは団体の権利･利益が不当に侵害される恐れがある場合、率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができると定められています。
　7 月 2 日に開催しました「第 1 回新潟地方最低賃金審議会」において、第 1 回専門部会については、昨年に倣い、三者が揃う会議については本会議場に傍聴席を設けて公開し、二者のみの審議については傍聴者のいない別室で非公開により行うことといたしました。
さらに二者協議が非公開で行われる場合には、事務局はその協議に一切関与せず、議事録も作成しないことといたしました。
　なお、本専門部会は新潟地方最低賃金審議会とは別の独立した規程が定められておりますので、2 回目以降の公開の可否判断は専門部会で決めるところとなります。
　つきましては、本専門部会において、2　回目以降の公開の可否について、例年に倣い、公労使三

者協議の部分は公開、非公開情報を用いた議論が行われる二者協議の部分は非公開とすることでいかがでしょうか。ご審議のほどよろしくお願い致します。

【長谷川部会長】
　ありがとうございます。事務局からの説明についてご質問がございましたらお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。
　今ご説明があった通り、公労使三者が揃うところは公開、二者の間は非公開というご提案がありましたが、その説明通りでよろしいでしょうか。

【出席委員】
　異議なし

【長谷川部会長】
　ありがとうございます。それでは事務局からの説明通りで運営することといたします。
　続きまして、最低賃金審議会施行規則第 6 条第 5 項の取り扱いについて事務局から説明をお願いいたします。

【事務局　木村室長】
　最低賃金審議会施行規則第 6 条第 5 項の規定の適用についてです。事前にお配りさせていただいております最低賃金決定要覧の 153 ページをご覧ください。最低賃金審議会施行規則が記載されております。
　第 6 条第 5 項では、「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる」と定められております。
　7 月 2 日に行いました「第 1 回新潟地方最低賃金審議会」において、この規定を適用し、専門部会で全会一致した場合に限り、審議会の決議として取り扱うことを確認しておりますのでご報告いたします。

【長谷川部会長】
　ありがとうございます。今ほどの事務局からの説明につきまして、ご質問やご意見がございましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【出席委員】
　異議なし

【長谷川部会長】
　それでは従来通り専門部会で全会一致した場合は、その結果を本審の結果として取り扱うことになりますので、よろしくお願い致します。
　次に議題の 3、最低賃金にかかる審議について、に入ります。事務局から資料についてまずご説明をお願いいたします。

【事務局　木村室長】

それでは、資料 No.3 から資料 No.12 について、ご説明させていただきます。

資料 No.3 は、地域別最低賃金の履行確保を主眼とした監督指導結果です。この監督指導は毎年 1 月から 3 月にかけ、県下の労働基準監督署において最低賃金が守られているかを監督した結果となります。令和 8 年 1 月から 3 月の監督指導での監督実施事業所数は 749 事業所になります。違反率は全国では 10.0%、新潟では 11.3%となっています。

資料 No.4 は、日本商工会議所・東京商工会議所より出されました、中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査の集計結果です。

資料 No.5 は、中小企業景況調査 2026 年 4 月から 6 月の要約版です。独立行政法人中小企業基盤整備機構がまとめたものです。この調査結果によりますと、中小企業の業況判断 DI は 4 期連続して低下した調査結果となっております。

資料 No.6 は、新潟県価格転嫁に関する実態調査です。帝国データバンクがまとめたものです。令和 8 年 2 月調査時点で価格転嫁率は 42.9%と、前回調査の令和 7 年 7 月より 0.6 ポイント低下しております。これはコストが 100 円上昇した場合に 42.9 円しか販売価格に反映できず、残りの約 6 割を企業が負担していることを示しており、価格転嫁が進んでいないことが明らかになっております。

資料 No.7 は、新潟県の経済動向です。7月 10 日に新潟県が公表した、本年 4 月から 6 月までの第 1 四半期における県内経済の概況です。県内経済の概況としては、「県内経済は原材料価格等の上昇による影響などが見られるものの、持ち直している」となっております。

資料 No.8 は、新潟県の主要経済指標となります。

資料 No.9 は、令和 8 年 4 月分の新潟県鉱工業指数です。

資料 No.10 は、新潟市の消費者物価指数です。令和 8 年 5 月分の確報値になります。

資料 No.11 は、生活保護費と最低賃金の比較の資料になります。令和 6 年度及び 7 年度の比較となります。この内容は中央審議会の目安に関する小委員会の資料でもあります。

最後に、資料 No.12 は、生計費資料になりますが、新潟市の令和 7 年職員の給与等に関する報告資料の内容となります。詳細は後ほどご覧いただきたいと思います。

資料の説明は以上です。

【長谷川部会長】

ご説明ありがとうございました。ただいまの説明に関して何かご質問等ございませんか。

【使用者代表　庭山委員】

資料 No.3 について、教えてください。

最低賃金の違反件数は 82 件、令和 8 年の 1 月から 3 月までの間にあったとの説明でございますけれども、この 82 件につきまして、その最低賃金が改善されるように是正がなされ、その後も違反がないことを把握されているようであればご教示いただきたいと思います。

【事務局　木村室長】

労働基準監督署が是正指導を行っておりますので、82 事業場につきましては改善されていることを確認しております。

【使用者代表　庭山委員】
　ありがとうございました。

【使用者代表　徳武委員】
　同じ資料で確認させていただきたいんですけれども、下の表の一番右下の数値ですが、令和 7 年 1 月から 3 月までの監督実施事業場数が 749 で、令和 8 年が 724、実施事業場の労働者数、最低賃金未満の労働者数が、令和 7 年と令和 8 年がどちらも 6,580 で全く同じ数字ですが、これは偶然同じだったということでよろしいでしょうか。

【事務局　木村室長】
　労働基準監督署から報告をいただいた数字をそのまま集計しており、事務局において、修正や加工は行っていないところでございます。

【長谷川部会長】
　令和 7 年と令和 8 年が同じというのはすごい確率だと思いますが。

【事務局　木村室長】
　確認した上で、後ほど回答させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【長谷川部会長】
　他にご質問などございませんか。
　私からよろしいでしょうか。今まで新潟は違反率がいつも全国を下回っていたイメージがあります。全国 10％のところ新潟が 11.3％と高いですし、なおかつ上回ってしまっている。これに関して何か原因みたいなのってありますでしょうか。

【事務局　木村室長】
　最低賃金の周知状況や価格転嫁が進まないなど原因は色々あるかと思いますけれども、昨年度大幅に新潟県の最低賃金額が上昇したことは、多少なりとも影響しているところではないかと考えられるところでございます。

【長谷川部会長】
　昨年の引上げ率が例年より高かったというところも関係しているのかもしれないと思います。
　他に何かご質問などございませんか。
　それではないようですので、調査審議に入りたいと思います。
　まず、本日は新潟県最低賃金の改正についてどのように考えているのか、労使双方の委員からお考えをお聞かせいただきたいと思っております。
　それでは労働者代表からでもよろしいでしょうか。
　よろしくお願いいたします。

【労働者代表　遠藤委員】

改めまして、労働者委員の遠藤でございます。よろしくお願い致します。

私どもの方からご提出させていただいた資料をお配りいただいているかと思います。若干ボリュームが少ない内容で大変恐縮ではありますけれども、基本的な考え方を述べさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、一部、資料に含まれない部分もありますので、その点はご容赦いただきたいと思っております。

基本的な考え方を述べる前に、直近の賃上げの動向から少しお話をさせていただきたいと思っております。まずもって、2026 春季生活闘争について、でございます。

こちらは報道等でも広く取り上げていただいておりますので、ご承知の方も多いかと思いますが、全国的に見ても、また新潟県内においても、非常に高い賃上げが実現したものと思っております。とりわけ新潟県、連合新潟の水準で言いますと、全体の賃上げの金額につきましては、連合新潟結成以来、最高額の賃上げが実現したことで、昨年も非常に高かったですが、それをさらに更新できた状況になっております。

ただ、この結果は組織労働者のお話でありますので、我々労働者の立場とすれば、労働組合のない職場で働く労働者、こちらの方々が非常に多いものと思っておりますので、最低賃金の引き上げを通じまして、この賃上げの流れ・勢いを広げていくことが重要だと考えております。

それから、先ほどいただきましたが、日本成長戦略、いわゆる骨太の方針につきましては、もちろん配慮してまいりたいと思いますし、中央最低賃金審議会から目安の方は示されておりますが、こちらを尊重しつつも、最低賃金法の第 9 条の 2、いわゆる 3 要素、こちらに則って審議に臨んでまいりたいと思っております。

その上で、考え方のベースで 2 点申し上げます。

まず 1 点目につきましては、憲法 25 条につきましては、「国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」ということになっておりますし、また最低賃金法第 1 条「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保証することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」ということになっております。

また、加えまして、労働基準法の第 1 条にありますけれども、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならない」ということでなっておりますので、総じて、我々としましては、最低賃金につきましてはセーフティーネットであるという役割をしっかりと果たす水準であるべきだと思っております。

それから 2 点目でございます。こちらは、お配りいただいた資料のスライド 1 の方にお付けをさせていただいております。

前年の審議でも同様のものをお出ししておりましたが、やはり、この最低賃金の地域間の金額差、こちらを縮小、あるいは是正していきたいところでございます。見ていただければ分かります通り、全国加重平均との金額差については、この間、拡大傾向でありました。2024 年に縮小傾向になりましたけれども、昨年、再び金額差が 1 円拡大した状況になっております。この金額差は非常に大きいと労働者委員としては受け止めておりますので、ここをやはり縮小していく、是正していく思いを強く持って、審議に当たってまいりたいとに思っております。

それから 3 要素について申し上げさせていただきます。本日お配りした資料にはありませんが、

第 1 回資料 No.10 の関連について、でありますけれども、新潟県が 6 月 30 日に公表しました毎月勤労統計調査地方調査結果 4 月分につきましては、実質賃金のところになりますけれども、前年比プラス 1.5 ポイントになっておりました。しかしながら、3 月につきましてはマイナス 2.1 ポイントでありましたし、令和 7 年、これ年間で見ますと、マイナス 3.8 ポイントであったことを鑑みますと、やはりこの物価上昇の影響は数字として出てきているんだろうと思っております。

続いて、本日お配りいただいたスライドの 2 つ目でございます。

こちらにつきましては、本日の資料でもいただいておりますけれども、消費者物価指数の関係を寄せさせていただいております。生計費の関係でございます。数字の通り、特に今年に入ってから、落ち着きを見せているのかなと、労働者の立場としても承知をしております。

ただし、以降は資料をお付けしておりませんが、日銀の経済と物価情勢の展望 2026 年 4 月のものでありますけれども、2026 年度の物価予想については、2%台後半で予想がされております。また、第一生命研究所が 7 月 24 日に公表しております資料においては、物価の先行きについては、上昇率が再び高まる可能性が大とされております。

今後の話にはなりますけれども、この物価上昇、まだまだ落ち着きを見せない、予断を許さないと、労働者の立場としては受け止めております。

それから、連合が独自に算出をしております、リビング･ウェイジの関係であります。

こちらも資料をお付けしておらず大変申し訳ありませんが、このリビング･ウェイジでいきますと、新潟県の最低限の生活を営むに必要な時間給については、1,150 円と算出をされております。現在の新潟県の最低賃金と比べますと 100 円の開きがあるということで、こういったところはしっかりと考えていく必要があると思っております。

それから、生計費の観点でもう 1 点申し上げますと、現在の新潟県の最低賃金 1,050 円、こちらを 1 か月当たりだいたい 168 時間働いた場合で換算しますと、だいたい 176,000 円ぐらいかなと思っております。可処分所得にしますと、141,000 円程度かなと思っておりますけれども、果たしてこの金額で一般的な生活を送れるのだろうかと考えた時に、なかなか難しいのかなというところが労働者の立場としては思っているところでございます。

続いて、3 要素の 2 つ目、賃金の関係から申し上げさせていただきます。冒頭申し上げました通り、2026 春季生活闘争については、前年を上回る回答･妥結状況となっておりまして、引き続き賃上げの必要性も結果に表れてきているんだろうと思っております。

繰り返しになりますが、連合新潟の最終集計につきましては、連合新潟結成以来、最高額の結果であったということであります。この勢いを非組織労働者、弱い立場にある労働者に波及させていくことが大事なんだろうと思っております。

それからスライドの 3 になります。

こちら、事務局からご用意いただいた資料にもありましたが、令和 7 年の賃金構造基本統計調査の関係でございます。ご覧になっていただければ分かります通り、全国平均あるいは東京都と比べますと、新潟県、大変低い水準にあると思っております。最低賃金も同様かなと思っておりますが、働く地域、住む地域として選択していただく新潟県を考えたときに、果たしてこの水準でいいのかというところは考えていく必要があるのかなと思っております。

最後に、通常の事業の賃金支払い能力の関係については、スライドの 4 でございます。

こちらは第 1 回本審の資料にお付けをいただいたものの抜粋になります。日銀新潟支店の金融経済動向ですとか、県内景気等々を総じてみれば、持ち直しているということになっておりますので、

こういったものに加えまして、通常の事業の賃金支払い能力を考える上では、有効求人倍率ですとか、求人募集賃金ですとか、そういったものも加味して考えてまいりたいと思っております。

以上、本日は簡潔に申し上げさせていただきましたが、3 要素のそれぞれの状況を総合的に考慮させていただいて、今年度の引上げ額について検討してまいりたいと思っております。

労働者委員ということで、労働者の立場でありますので、最低賃金あるいは最低賃金近傍で働く方々の生活を守るという観点も、我々としては重視をしながら、議論を行ってまいりたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。簡単ですが、 私どもからの基本的な考え方を述べさせていただきます。

以上でございます。

【長谷川部会長】

ありがとうございました。続きまして、使用者代表からお願いいたします。

【使用者代表　徳武委員】

それではご説明をさせていただきます。お配りいたしました資料をご覧になりながらお聞きいただければと思います。私どもの資料の量が多いですけれども、この後の審議の時間を確保するために、冒頭で私どもの考え方をまとめてご説明したいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

まず、最低賃金の議論に臨むにあたっての基本的な考え方について、でございますが、資料は 2 ページ目になります。

足元では賃金の上昇度合いが物価の上昇度合いを上回っており、実質賃金の上昇率がプラスとなる月も見られるようになってまいりました。

しかしながら、人への投資の重要性、あるいは働く方の生活向上などの観点から、生産性向上の成果、平たく申し上げれば利益の増加分を賃金の引き上げによって、働く方へ適切に還元していくということは、これは経営者にとって重要な課題であると考えております。

また、先般公表されました政府の経済財政運営と改革の基本方針 2026 では、最低賃金について、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半、できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成するという方針とされましたが、これにつきましては、最低賃金に限ったことではありませんけれども、最低賃金を引上げるためには、価格転嫁のみを拠り所にするということでは、結局、物価上昇とのいたちごっこになるだけですし、いつまでも実質賃金の改善には繋がらないばかりか、国民生活の諸課題を改善することにならないということから、生産性の向上、もう一度申し上げれば、利益の増加という裏付けが必要であり、またそうした成果を適切に配分していくという原理原則を改めて明確化されたものであると捉えております。

ところで、第 1 回本審でも説明があったかと思いますけれども、6 月 23 日の中央賃金審議会におきまして、改めて最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータに基づき、労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要で、今後の目安において徹底すべきであり、今後もこの基本的な考え方に基づいて地方最低賃金審議会で審議を行うべきであるとされましたが、私共使用者代表委員は、これまでもこの最低賃金法の趣旨を踏まえまして、法の定める 3 要素について客観的なデータに基づき、合理性･納得性のある最低賃金額がいくらであるのか十分に検討を重ねた上で、当審議会の議論に臨んでまいりましたが、この基本方針に変わりはございません。

なお、発効日につきましてですが、私どもも発効日につきましては、これまで 10 月 1 日を基本と

考えておりましたが、昨年の他県の事例のように、地域の実情を無視したような引き上げ額となるのであれば、発効日については検討が必要になると考えております。

話を本筋に戻しますけれども、最低賃金はどのような事情がありましても、それを下回った場合、法的強制力を持って罰金が課されるものであり、経営判断や労使交渉による賃上げとは意味合いが全く異なっていますし、社会福祉政策の手段でもございません。

昨年度当審議会では 65 円、率にして 6.6%の引き上げが決定されましたが、これは新潟県だけでなく、全国の大手組合あるいは大企業の賃上げ率の平均をも大きく上回るものでした。つまり中小・小規模を含む県内の事業者に、中央の大手組合や大企業の賃上げ率を大きく上回る最低賃金の引き上げをしなさい、できなければ法令違反として摘発し罰金を取るぞと迫るに等しいものであったと捉えております。そうしたことから、私どもも最低賃金を一定程度引き上げることが必要だと考えておりましたけれども、この決定には相当困惑をいたしました。

先ほど申し上げましたように、最低賃金の改定にあたりましては、法の定める 3 要素について客観的なデータに基づき議論に臨む方針ですが、このうち支払い能力を直接測ることができる、あるいは新潟県内企業の生産性が向上しているのか、こうしたことを表すデータなどは今のところないと承知をしております。

しかしながら、中小・小規模事業者ほど労働分配率が高いとされる中、原材料やエネルギー・人件費などの高騰や上昇、価格転嫁の進展度合い、中東情勢のサプライチェーンへの影響も中小・小規模事業者ほど厳しいことから、こうしたことも含めて多角的な観点から検討してまいりたいと考えております。

それでは続いて、法の定める 3 要素の現状認識についてご説明をいたします。資料は 4 ページをご覧ください。

まず生計費について、でございますが、(1)で当県において必要な生計費を試算しております。客観的なデータといたしまして、①で新潟県の人事委員会の令和 7 年 4 月の標準生計費をもとに、②で直近の物価上昇率を考慮し、③で税金や社会保険料負担も加味して生計費を計算してみました結果、143,419 円と計算されました。

なお、標準生計費とはどういったものかについては、時間の都合もありますので、ここでご説明いたしませんが、資料に記載してございますので、併せてご確認いただければと思います。

一方、現在の最低賃金額 1,050 円で月 173.8 時間働いた場合の金額は 182,490 円で、先ほど計算した金額を上回りました。

参考までにこの 182,490 円は、娯楽や趣味・余暇活動なども考慮した愉楽生計費と言われます 172,103 円を賄うことができる金額です。つまり現状の最低賃金でも必要な生計費は賄えているということになります。

ここで念のため申し上げておきますけれども、私どもは、だからといって最低賃金を上げる必要はないと申し上げているわけではありません。冒頭申し上げましたように、物価上昇が続く中、最低賃金で働く方の生活水準を維持向上させていくためには、継続的に最低賃金を引き上げていくことが必要だと考えております。もちろん、余力のある事業者さんは最低賃金でなくて、それ以上出すことは全く構わない、むしろ出すべきだと思っております。

次に 5 ページです。こちらには物価上昇率の推移を記載してございます。これまでの当審議会の決議では、食料や水道光熱費の上昇率に注目がされていましたので、これらについても記載いたしましたが、いずれも令和 8 年に入り落ち着きを見せております。

さて、先ほど大企業の賃上げ率を大きく上回る最低賃金の引き上げ率となったことに大いに困惑したと申し上げましたが、もう 1 点理解ができなかった点がございます。

それは先ほど申し上げましたように、昨年度まで物価上昇率の食料や光熱水道費、あるいは頻繁に購入する品目など、特定の品目の上昇率に着目し、最低賃金の引き上げ率が導き出されるということでございます。

繰り返しになりますが、昨年度引き上げで 65 円、率で 6.6%は、食料の物価上昇率 6.67%を参考としたということでした。物価上昇が家計に大きな影響を及ぼしていることや、それに見合った賃上げを目指す必要性については否定を致しませんが、家計への影響度合いを見るために総合指数というものがあるのだと思いますが、なぜ特定の品目、それも毎年違うものの上昇率から結論が導かれるのか、今もって理解ができません。

6 ページには参考として物価上昇率の算定基礎となる消費者物価指数の作成方法についても記載をしてございます。その下に、新潟市の昨年上期の物価上昇率の平均値を記載してございます。食料は約 6.7%でしたが、家計の支出は食料が全てではございませんので、どのくらいの割合かというと、1 万分の 2,568、分かりやすく 100 分比にすると 25.68 でございますが、これに基づき、総合で 4.5%上昇したうち、食料がどのくらいかというものを計算してみましたら、2.2%ということになりました。

最も今年の物価上昇率は食料が 1 から 2%で、水道光熱はマイナスで推移しておりますし、相対的に低所得者層の負担が大きいと言われる食料については、今後、消費税の減税が見込まれているところでございますので、これまでの改定額の決定に至る議論を振り返りますと、この度の最低賃金の改定額についても、これに見合ったものになるものだろうと考えております。

次に 7 ページ、賃金の状況についてです。

(1)の新潟県の毎月勤労統計調査によれば、4 月の所定内賃金の上昇率は時間当たり換算値で 2.8%と計算されました。

(2)の厚生労働省の調査では、当県が含まれます B ランクで、一般労働者は 3.5%、パートタイム労働者では 3.2%、全体では 3.4%の上昇率となっています。

(3)に記載いたしました長岡商工会議所の調査では、この段階では見込み値でございますけれども、3.5%以上とするのは全体の 13.8%に対し、3%程度あるいはそれ以下とするのは 86.2%、過半数が 2%程度以下ということになっております。

こうした調査結果につきましては、人材確保や働く方への生活改善への配慮と、企業において賃金支払い能力なども勘案して決定がなされた結果であるものと捉えておりまして、今回の改定額を検討する際には重要な指標になるものと考えております。

次に 8 ページからは支払い能力について、でございます。

こちらにつきましては、先ほども申し上げましたが、直接的に表す統計などがないと承知しておりますので、多面的な観点から客観的なデータにより考えていきたいと思っております。

まず、(1)は利益の見通しなどに関する各種調査の結果です。1 の日銀新潟支店の状況判断 DI につきましては、最近については若干改善しておりますが、先行きについては変化幅がマイナス 7 と悪化しており、全国とは逆の傾向となっております。

次に 9 ページでございます。計画を見ますと、2026 年度の経常利益はすべての企業規模で前年比マイナスとなっております。修正率で申し上げますと+4.3 となっておりますけれども、これを上期と下期に分けて見てみますと、上期は+11.9%ですけれども、この先下期はマイナス 3.0%と

悪化が見込まれています。

次に 10 ページです。2 は新潟財務事務所の調査でございますが、この先の見通しとして、売上高は増加するものの、経常利益は前回調査の＋6.8％から、マイナス 6.1％とマイナスに転じました。

設備投資につきましては 24.0％の増加となっていますが、そちらに合わせて記載しております帝国データバンクの調査などを見ますと、設備投資の目的が設備の入れ替え･更新や維持･補修など後回しにできないものが多く、デジタル投資などといった生産性向上など前向きな投資が少なくなっております。

これに関連して 11 ページをご覧ください。

資料には全国と新潟県の労働分配率を記載してございます。上段は全国の値で、これは資料から拝借してきたものでございます。こちらでは資本金の規模が小さいほど労働分配率が高いということが分かります。下段は都道府県別の数字です。これは公表済みの統計から私が試算してみたものですけれども、労働分配率の全国値を見ますと、上段の財務省の統計と大きく違っていませんので、傾向を見るには大きく違っていないものだと思っております。

こちらを見ていただきますと、新潟県は A の付加価値額は 33 番目ですけれども、B の給与総額は 27 番目で、これにより労働分配率を計算しますと 81.6％、全国で 5 番目に高い水準になります。

このような地域差が出ることは、地域内の企業の規模によるものと言ってもいいと思いますけれども、大企業と中小企業ではなぜこのような差が出るのかということでございます。それはご覧いただいた通り、1 人当たりの付加価値額の違い、大きく言えば収益力の違いであると思っております。企業によって収益力に違いが出る要因は色々あると思いますし、ここで詳細をご説明いたしませんけれども、その中の 1 つには装備や投資規模の違いが挙げられると思っております。

つまり大企業は収益の余力が十分にあり、生産性の向上や商品･サービスの開発などに多くの投資を行って利益を拡大しているのに対し、中小小規模事業者は利益や人材に余力がなく、そうしたところに投資ができないため生産性の向上が難しいということでないかと思われます。

そうしたことから中小小規模事業者が多く、労働分配率が高い新潟県は、前向きな投資に資金が回りにくい現状があるものだと思われます。

次に 12 ページ･13 ページですけれども、こちらには県内の主要商工会議所などの調査結果を記載してございます。こちらも詳細は説明いたしませんけれども、特に先行きの収益状況は、日銀や財務事務所の調査と同様に厳しい見通しが示されておりまして、人件費の増加が大きな経営課題となっていること、あるいは資金繰りが悪化しているということなどが読み取れます。

ここまで見てみますと、全体的に売り上げの見通しに対し、利益や資金繰りについては厳しい見通しが示されておりますけれども、これは販売量が増えるというより、物価高騰により一定程度販売単価が上昇する反面、原価上昇の価格転嫁が進まないことや、円安･中東情勢の緊迫化によるサプライチェーンへの影響の長期化、あるいは人件費の上昇などにより、利益が圧迫される懸念の表れでないかと考えております。

次に 14 ページはその価格転嫁の状況でございます。

帝国データバンク新潟支店さんの調査では、多少なりとも価格転嫁ができているという回答は、わずかずつでは増えておりますけれども、価格転嫁率としては依然として 40％を少し超える程度にとどまっています。

また、日銀の調査では、中東紛争や円安を受けて国内企業取引物価指数が上昇しているというこ

とが分かります。5 月では 6.6%で、同じ月の消費者物価指数は 1.5%ですので、仮に原価率を 60%とすれば、6.6%の 0.6 はおよそ 4%になりますけれども、この 4%と消費者物価の上昇率 1.5%の差分、2.5%分は企業が負担していると言えると思っております。
次に 15 ページは、中東情勢の緊迫化による中小企業への影響に関する日本商工会議所の調査結果です。これに関連したことについては連日多くの報道もされておりますので、中身の詳細はご説明いたしませんけれども、物価上昇や供給の目詰まりの影響、コスト負担の増加といったことが挙げられております。

次に 16 ページでございます。ここからは最近私どもがちょっと気になっている点について、いくつか挙げてみたいと思います。

まず、県内の倒産件数ですが、上半期の倒産件数は、半期ベースで過去最高を記録しました 2025 年下半期に並び、サービス業、その中でも従業員 10 人未満が最も多くなり、サービス業については人手不足や人件費の上昇、物価高やエネルギー価格の高騰など、コスト増の影響を最も強く受けていることは間違いないとされています。

次に 17 ページは県内の休廃業･解散の件数でございます。

ここでは新潟県は増加率が 47 都道府県中 5 番目と上位で、2025 年の新潟県の休廃業･解散動向からは足元の物価高や人件費などのコスト上昇を受け、損益が悪化した企業の割合が高まったことが読み取れるとされております。

次に 18 ページでございます。

18 ページは県内の求人の情報です。こちらについては、先ほど労側委員の方から注視しているようなお話もありますけれども、①につきましては、労働局の調査による求人数･求職者数をもとにいたしました求人倍率の推移でございます。ご覧の通りパートタイム、あるいは除くパートタイムとも少しずつ低下傾向にありますが、このうちパートタイムについては落ち込みが大きく、1 倍を割り込む月が見られるようになってまいりました。②はこの求人数の増加率をグラフにしたものですが、パートタイム･除くパートタイムとも前年比マイナスで推移しており、このうちパートタイムの方が大きく落ち込んでいることが分かります。

次に 19 ページですけれども、3 はパートタイムの求人数と求職者数の増加率をグラフにしたもので、棒グラフはその年の最低賃金の引き上げ額でございます。求職者数は令和 5 年度以降増加傾向にありますけれども、求人数は最低賃金が大きく引き上げられるようになった令和 5 年度からマイナスで推移しています。

私どもは、今、お示ししました倒産や廃業、あるいは求人の動きがこのようになっている原因について、調査分析をしているわけではありませんし、そのようなものも見つけられませんでしたけれども、中小小規模事業者やサービス業、パートタイムといった属性は、最低賃金あるいはその近傍で働く方との関連性が強いと思われますことから、最低賃金の引き上げとの関連性について、強く懸念を持っているところでございます。従いまして、引き上げ額を考える際には、こうした事象の検証についても必要となるものと考えております。

私どもの基本的な考え方、3 要素に関する認識は以上でございます。

さて、この度も先ほどもお話ありましたけれども、今年も労使の合意に至らないまま目安が示されましたが、B ランクは 56 円、5.2%の引き上げとのことで、当県では 1,050 円からこのランク通り目安通りということになると 5.3%となりますが、この水準は先ほど申し上げました様々な調査による賃上げ率を上回り、経団連が集計いたしました大企業の 5.46%に近い水準になります。

中賃の公益見解も然りでございますが、これまで見てまいりましたように、3 要素のいずれを見ても、県内の中小･小規模事業者に、中央の大手組合や大企業と同じような引き上げ額を強いるような改定額にはなり得ないものと考えております。

続きまして、その他として、人口流出と首都圏との格差について、でございます。

この 2 点は法に定める最低賃金の趣旨とは無関係のもので、私どもは議論の対象ではないと考えておりますけれども、最低賃金に関連付ける向きもあるようでございますので、私共の見解を説明させていただきます。

まず(1)の人口流出について、でございますが、20 ページをご覧ください。

①に、最低賃金あるいは最低賃金で働く方の労働移動に、最低賃金とその労働移動の間に関連性が見られないとの調査結果をいくつか記載してございます。

1 つ目は国の委託による調査、2 つ目は目安小委員会で報告されたものですが、逆にこれが明確な関連性があるという調査結果などは見つけることができませんでした。

確かに首都圏あるいは隣県との行き来が容易な地域で生活圏として一体であるところなどは、パートやアルバイトなどの方がより賃金の高い地域で集まりやすいということはあると思いますが、首都圏と地方の間で大きな課題となっている人口流出などとは、同じくくりにはできないと考えております。

次に 21 ページは新潟県が行いました若年層の意識調査の結果でございます。
若者が新潟を離れる理由はそちらにありますように様々で、給与や年収に関することは 6 番目となっておりますけれども、これは最低賃金のことを指すのではないと思っております。

経済団体といたしましては、こうした結果や行政あるいは学生さんとお話をさせていただく中で、人口流出、とりわけ若者の流出を防ぐには、性別や年齢による固定的な役割分担意識や古い慣習の解消、あるいは働きがいや成長を実感してもらえたり、プライベートや育児･介護などと仕事の両立ができる職場作り、あるいは新潟で暮らすことの良さなどを知ってもらうことなどが重要と考え、取り組んでいるところですけれども、賃金に関しましては、先ほど労側委員のご指摘もありましたけれども、いかにして全体的な、あるいは平均的な賃金水準を上げていくか、そういった観点や取り組みが必要と考えているところでございます。

次に首都圏との格差についてですけれども、22 ページをご覧ください。

新潟県の UI ターン向けのホームページでは、東京と比較して新潟の収入は 8 割程度であるものの、生涯収入と支出の差に大きな違いはありませんとされております。

また、新潟大学のホームページを拝見しますと、学生さんの月平均支出額は首都圏平均の 134,900 円に対し、110,320 円となっております。
この調査が行われた 2024 年の標準生計費が 117,790 円でしたので、それに近い数字となっております。

この調査では、サークルの合宿費などは別だそうですし、私共も学生さんの生活費と一般の生計費を一括りにするということではありませんけれども、学生さんも勉強だけしているわけではなくて、お化粧やおしゃれもしているでしょうし、インターネットを使って情報収集やコミュニケーションを行ったり、サークル活動や友人との付き合いもされていると思いますし、最低限の文化的な生活が送れていないということはないのではないかと思っております。

最後に 23 ページと 24 ページですけれども、助成金があるのだから助成金で賃上げすればよいだろうというご意見を伺ったこともありますので、助成金についても触れておきたいと思います。

助成金と申しましてもたくさんございますが、資料には代表的な助成金を 3 つ記載しておきました。時間の都合がございますので制度の中身の詳細の説明などしませんけれども、ざっくり申し上げますと、生産性向上のために投資を行って、その成果が認められたという場合に、その投資した金額の一部を補助するとか、賃金制度を改定し賃金改定を行った際に一部を助成する、というもので、賃上げの原資そのものを補填していただけるというものではございません。

賃金改定に関する助成金は最高で 1 人当たり 7 万円となっておりますけれども、年間 240 日勤務されたとすると 1 日当たり 290 円程度ということですし、毎年助成をいただけるというものでもございません。

また 24 ページの下段に、その助成金の手続の流れを記載してございますけれども、基本的には計画を策定して審査を受けて、その審査に通って、その事業が終わった段階、あるいはその後一定の年数、実績報告を行って確認を受けなければならないといった流れになります。

こうした手続につきましても、小規模な事業者さんほど負担が大きく、ハードルが高いという声もよく聞かれます。これはもちろん自分で行わず専門家の方の助けを借りてももちろんいいわけですけれども、実際にそうしたことについても費用がかかってまいります。

そもそも、特に中小規模の事業者の方は、投資のため、あるいは賃上げのために自己資金を捻出することが難しいという事業者も少なくありません。

確かに助成金はありがたいものなんですけれども、私共も経済団体などでも周知や活用を呼びかけるなどの取り組みは行っておりますが、助成金があることにより、すべての事業者の最低賃金引き上げの負担が軽減されるということにはなっていないという実情はあると思っております。

長くなりましたけれども、この度の最低賃金の審議にあたりましては、以上申し上げたことを総合的に勘案しまして、議論をしてまいりたいと考えております。

【長谷川部会長】

ありがとうございました。ただいま双方から基本的な考え方をご説明いただきましたが、ご質問等ありますでしょうか。なければ審議を進めたいと思います。

ただいま労使双方から基本的な考えをお聞きいたしました。双方最低賃金の引き上げが必要であるということは述べられていましたけれども、じゃあどれだけ上げられるかということに関してはそれぞれご主張がある状況です。

よって、引上げに関する率直なご意見をそれぞれから聞いていくという必要があるかと思いますので、労使から個別にお聞きすることといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それではまず、順番からすると労働者委員からお聞きするということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。協議の前に労働者代表委員で打ち合わせする時間は必要ですか。すぐで大丈夫ですか。

【労働者代表　遠藤委員】

すぐで結構です。

【長谷川部会長】

わかりました。それではこの会議から始めたいと思います。

事務局から連絡事項をお願いいたします。

【事務局　佐藤室長補佐】
　それでは、この後二者協議となりますので、非公開となります。
　傍聴の方はこの場でお待ちいただきますようにお願いいたします。
　委員の控室をご用意させていただいております。
　公益委員におかれましては 3 階第 3 小会議室、こちらで二者協議をさせていただくことになろうかと思います。
　労働者代表委員は 3 階第 2 小会議室、使用者代表委員は 3 階労働基準部長室を控室とさせていただきます。
　まずは公労会議から行いますので、公益委員と労働者委員につきましては 3 階の第 3 小会議室へご移動をお願いいたします。
　それではご移動をお願いいたします。

【長谷川部会長】
　それでは全体会議を再開いたします。二者協議ではそれぞれ労使双方から、目安に関してどう思うかということであったり、それぞれの考え方に関しての感想などをいただきました。
　労働者代表に関しては、今回、新潟は 56 円という目安について、満足できない数字であるということでございます。去年の金額に関しても満足はできていなかったということで、前後で出しているリビングウェイジ 1,150 円に到底届かない数値であり、足りていないということです。
生活アンケートを見ても、暮らし向きについては悪化しているという回答が多く、苦しい状況にあります。CPI は低く出ていますが、実際の暮らしの感覚としては高い、苦しいという感じがある。また、発効日についてもこだわっていきたいというお話もありました。
　使用者代表の考えに関して、一定の引き上げをするという考え方については一致している。ただ、大幅な引上げを許容するかどうかは、なかなか合わないというお話がありました。
　使用者代表も同様のことをお伺いしております。目安に関しては、率直に高いという感覚もありますが、そもそもその数字がどうして出てきたかという点で納得できるかどうかが重要であり、根拠がちょっと見えてこない数字であるというご意見がありました。まずこれくらい上げるという金額ありきで、それを目指したように見えるということも、納得感のなさにつながるというご意見がありました。
　使用者代表としては、支払い能力は法の 3 要素の中でも重要視してほしいということで、特に最低賃金水準で労働者を雇用しているところは零細企業であり、支払い能力は全国の指標などでなかなか計れるものではなく、もっと細かく見ていく必要があるのではないかというご意見がありました。
　また、支払い能力は結局賃上げにはその原資が必要で、生産性の向上がその原資の元になりますが、その検証がきちんとなされていないのではないかというご意見もございました。使用者代表、労働者代表ともお考えに対しては、3 要素を丁寧に見ていくというところは一致していますので、お互いしっかり 3 要素を見て議論していきましょうということでございました。
　実際の金額については次回、この三者の場で出すこととし、その際にそれぞれの代表から、なぜその数字を出したのかという根拠の部分、また経済状況などいろんな状況も踏まえてご説明をいただければと思います。

各委員におかれましては、審議のために予定している資料などございましたら、事前に事務局へ提出をお願いしたいと思います。

言い忘れたこととか補足とかございませんか。よろしゅうございますか。それでは次に議題の 4、その他についてです。事務局に説明ございますか。

【事務局　木村室長】

特に資料はございません。明日以降の日程の説明になります。

7 月 31 日金曜日、第 2 回専門部会は午後 2 時から開催いたします。会場はこの場所ではなく、2 階の労働局会議室になります。

続きまして、土日を挟んで 8 月 3 日月曜日に第 3 回専門部会を午後 2 時から開催いたします。会場につきましては、同じく 2 階、労働局会議室の予定でございます。8 月 5 日は予備日とさせていただいておりましたが、この日は開催をさせていただくことでお願いしたいと思います。午前 9 時 30 分より開催させていただきます。

会場につきましては、予定ではございますが、同じく 2 階、労働局会議室で行わせていただきまして、同日の午後 2 時から第 3 回の本審を予定させていただいております。

会場はこちらの会場となります。

以上となります。

【長谷川部会長】

ありがとうございます。会場が変わることにご注意いただければと思います。ただいまの説明に関してご質問等ございませんか。よろしいですか。それでは予定の議題が終了しました。

他に何かございますか。よろしいですか。本日の審議を終了いたします。次回の会議に向けて、審議を尽くしていただくようよろしくお願い致します。それでは進行を事務局へお返しします。

【事務局　佐藤室長補佐】

次回、第 2 回専門部会でございますが 7 月 31 日金曜日午後 2 時から 2 階労働局会議室で行います。

それでは第 1 回専門部会、これにて終了させていただきます。

お疲れ様でした。